

史跡平安宮跡（豊楽院跡）における史跡公園仮整備基本計画策定業務受託候補者選定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、史跡平安宮跡 内裏跡 大極院跡 豊楽院跡のうち豊楽院跡の史跡公園仮整備基本計画策定業務受託候補者を選定する場合の手續について、必要な事項を定める。

（委託内容）

第2条 別に定める「史跡平安宮跡（豊楽院跡）における史跡公園仮整備基本計画策定業務委託仕様書」による。

（受託候補者選定委員会の設置）

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、文化市民局内に「史跡平安宮跡（豊楽院跡）における史跡公園仮整備基本計画策定業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

委員長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長

副委員長 （公財）京都市埋蔵文化研究所専務理事

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課建造物保存整備担当課長

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課記念物係長

建設局みどり政策推進室公園緑地課長

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

5 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（選定方式）

第4条 委員会は、参加資格を満たす応募者に必要書類を提出させる。その後、委員会は業務実績、企画提案内容等を総合的に評価するプロポーザル方式で選定する。

（参加資格）

第5条 受託候補者として指名することができる応募者は、次の各号に掲げる参加資格をすべて有する者とする。

(1) 本市の競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止期間中でないこと又は本

市の競争入札参加有資格者でない場合にあつては、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること

- (2) 近畿（京都府，大阪府，滋賀県，奈良県，兵庫県及び和歌山県）に本店，支店又は営業所を有すること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去10年間に自社実績，又は協力事務所の実績と合わせ，史跡及び名勝整備に係る以下の業務実績を全て有すること。
 - ア 史跡及び名勝整備に係る基本構想又は基本計画策定に関する業務実績
 - イ 史跡及び名勝整備に係る基本設計，又は実施設計に関する業務実績
- (5) 3箇月以上の雇用関係があり，過去10年間に(4)のいずれかの業務実績を有する統括責任者を配置できること。

（提出書類）

第6条 委員会が応募者に提出させる書類は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加申出書（第1号様式）
- (2) 業務実績調書（第2号様式）
- (3) 配置技術者調書（第3号様式）
- (4) 業務従事者配置調書（第4号様式）
- (5) 配置技術者に係る資格を証明する免許証等の写し
- (6) 統括責任者の3箇月以上の雇用を証明する書類
- (7) 業務実施方針に関する調書
- (8) 企画提案に関する調書
- (9) 見積書（第5号様式）

（審査及び受託候補者の決定）

第7条 委員会は，応募者から提出された書類の審査を行い，次の各号について，「史跡平安宮跡（豊楽院跡）における史跡公園仮整備基本計画策定業務応募者評価シート（別紙様式）」に基づき点数化を行い，最高得点を獲得した者を受託候補者とする。

- (1) 業務実績
- (2) 配置技術者の業務実績
- (3) 業務実施方針
- (4) 企画提案

2 委員会は，応募者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は，直ちにその業者を選定から除外する。

- (1) 提出書類内容に虚偽があつた場合

- (2) 見積金額が、委託金額の上限額を超えた場合
- (3) 選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

附則

この要綱は、平成30年10月22日から実施する。